

市町村 処理欄	台帳	新年	

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

小野町長様		令和 年 月 日 提出		異動日の翌日の10日が提出期限となっています。				指定番号			
給与と 支払者 (特別徴収義務者)	所在地・名称 〒	連絡先		給与 と 所得者	受給者 番号	氏名		旧姓 ()		年 月 日	
		係				生年月日		年 月 日			
		氏名				1月1日現在		異動後の住所			
		TEL				住所		個人番号			
法人番号				個人番号							

※ 「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入して下さい。
 ※ 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、
 新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段転勤等による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の
 の住所(地課税地)の市町村長に送付して下さい。

(ア) 特別徴収額 (年税額)	(イ) 納入済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
円	月から 月まで 円	円	..	1. 退職 2. 転勤(職) 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)	円 控 除 社 会 保 険 料 額 円

◎ 退職等により徴収できなくなった残税額は一括徴収をし、下記の欄に記入して下さい。

一括徴収申出日	一括徴収税額 (左記(ウ)と同類)
年 月 日	
一括徴収した税額は	異動者印
月分で納入します。	

・退職者の未徴収税額について
 1月1日から4月30日の間に特別徴収できなくなった方の残税額については、その事由が発生した際に一括徴収することが義務づけられています。
 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いいたします。

6月分	
7月分以降	

◎ 転勤等による特別徴収異動届書 (転勤先の事業所を経由して、市町村長あて送付して下さい。(左欄外参照))

上記の者に係る 月割額 円を 月分から 徴収し、納入します。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地・名称 〒	指定番号	
			受給者番号	
			連 係	
			氏名	
			先 TEL	

特別徴収異動連絡書 (届出者は記入しないで下さい。)

指定番号	個人番号	地区	世帯	個人コード	徴収月	異動事由	更正月	転勤(職)後		切替月
								指定番号	個人番号	

異 動 処理月

退職時までの給与支払額	控除社会保険料額
-------------	----------